

令和2年第2回滝川市議会定例会（第7日目）

令和 2年 6月 22日 (月)

午前 9時 56分 開 議

午後 2時 10分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 3号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について
- 日程第 4 報告第 4号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について
- 日程第 5 報告第 5号 監査報告について
報告第 6号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 6 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員 (16名)

1番	三上 裕久 君	2番	堀 重雄 君
3番	木下 八重子 君	4番	山口 清悦 君
5番	山本 正信 君	6番	渡邊龍之 君
7番	関藤 龍也 君	8番	寄谷 猛男 君
9番	佐々木 和代 君	10番	安樂 良幸 君
11番	本間 保昭 君	12番	田村 勇 君
13番	柴田 文男 君	14番	荒木 文一 君
15番	水口 典一 君	16番	東元 勝己 君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	千田 史朗 君
教育長	山崎 猛 君	監査委員	宮崎 英彰 君
会計管理者	佐藤 之俊 君	総務部長	中島 純一 君
総務部次長	長瀬 文敬 君	総務部次長	堀之内 孝則 君
市民生活部長	浦川 学央 君	保健福祉部長	和田 英昭 君
産業振興部長	鎌田 清孝 君	建設部長	山崎 智弘 君
市立病院事務部長	柳圭 史君	市立病院事務部次長	堀勝一 君
教育部長	田中 嘉樹 君	教育部指導参事	廣瀬 一仁 君

監査事務局長 杉原慶紀君 総務課長 小畠力也君
企画課長 諫佐孝君

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷和徳君 次長 深村栄司君
書記 壽崎行洋君 書記 池田茂喜君

◎開議宣言

○議 長 ただいまの出席議員数は、16名でございます。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において渡邊議員、寄谷議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議 長 日程第2、これより一般質問を行いますが、配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

それでは、東元議員の発言を許します。東元議員。
○東元議員 おはようございます。通告に従いまして1問だけ質問させていただきます。

◎1、移住定住政策

1、コロナ時代の移住定住政策について

内容については、移住定住の政策でございます。昨年暮れ中国の武漢で発生いたしましたコロナウイルスは、瞬く間に世界に感染し、どこまでいくのか予測の限りでありませんが、いつか必ず終息するものだと思っております。コロナウイルスに感染し、治療されている方にお見舞いを申し上げますとともに、残念ながらお亡くなりになられた方々には心よりお悔やみ申し上げます。そして、この間、困難な状況にありながらも日夜治療に当たられている医療従事者の皆さんには感謝申し上げます。

さて、人類は、難病との闘いの中から新しい社会や文化を生み出してきました。今回のことが社会の変革をもたらすとすれば、それはオンラインによる働き方の変革でしょう。リモートによるテレワークやオンライン会議がその典型です。これによりこれまでの働き方や物や金の流れが爆発的に変わり始めています。

さて、これまでの移住定住政策は、観光や景観、食等を中心としたものでした。それらが全て満足なものであっても、人が生きていくためには仕事が必要になります。今までではこれらが決まらず、移住に二の足を踏むケースが多々ありました。テレワークは、そのことを一気に解決し、移住へのハードルを下げました。住む場所にこだわらない働き方が定着し始めています。都会での通勤などの3密を避ける傾向が強まってきています。当市として、テレワークの環境を整え、これを新たなアピールポイントで今後の移住定住政策を進めるべきと考えますが、市としての考え方をお伺いいた

します。

○議長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 議員ご指摘のとおり、これまで移住希望者が移住を検討する上で、収入の減少や移住先での就職先確保が移住を妨げる要因にもなっておりましたが、地方にいながら仕事ができる、続けられるテレワークの普及は、コロナ終息後の移住定住施策のスタンダードとして定着するのではないかと考えております。

当市におきましては、本年3月に策定した第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、休暇を兼ねてリモートワークを行うワーケーションによる都市部住民との関わりを創出し、将来的な移住に向けた取組の可能性を模索しているところであります、滝川市が従来から持っている強みと複合的に移住定住施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 東元議員。

○東元議員 総合政策の内容まで踏み込んでのご回答ありがとうございます。

現状では、滝川市で新たに例えばシステムハウスを建築するとか、そういうような金銭的な余裕はないにしても、例えばこの4月からオープンいたしました観光スクエアをコワーキングスペースとして開放するとか、そのような利用方法があるかと考えますが、そのあたりはいかがございましょうか。

○議長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質問の中にございましたたきかわ観光国際スクエアにつきましては、政府観光局から外国人観光案内所の認定を受け、フリーWi-Fiも整備いたしましたが、観光案内施設という目的と様々な方が自由に入り出する環境から、コワーキングスペースなどのビジネス利用には現状そぐわないというふうに考えております。今後移住定住施策を進める一つの方向性として、テレワークに必要な環境やニーズの把握などに努め、その可能性を見極めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○東元議員 終わります。

○議長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

続きまして、荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 通告に従いまして質問をさせていただきます。

◎1、防災対策

1、避難所の運用見直しについて

まず、1番目ですが、防災対策について伺います。避難所の運用見直しについてであります。新型コロナウイルス感染防止対策により、これまで様々避難所運営の議論をしながら積み上げてこられたことがあると思うのですけれども、必然的に見直す必要性があるのではないかというふうに考えます。例えば密への対応、避難所のキャパも少なくなるということもあると思いますし、備蓄備

品が感染防止対策物も入ってくるのではないかというふうに考えるのですが、今後の対策検討の方針について伺います。具体的にどうなるかということを求めているわけではなくて、この後どういうスケジュールとか、そんな大まかなことで結構でございます。お願いします。

○議長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 避難所の運用見直しについて答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染リスクがある中での災害時の避難所運営を見直す必要性については、喫緊の課題であると認識しているところでございます。国や北海道からの通知をはじめ、民間事業者などの情報を参考に避難所運営における対策の考え方につきましては、できるだけ避難者が密集したり、近接するような状況をつくらないこと、また一般避難者と熱、せき等症状者を分けること、さらには避難される方には事前の健康状態のチェック含め、感染拡大防止の意識の向上、避難所における衛生管理の徹底を図ることを基本に考えております。こうした考え方の下に、市民の皆様には災害時の避難先として必ずしも避難所にこだわることなく、平時から親類や知人宅など安全な避難先を様々な災害を想定してできれば複数地域に確保していただくことなど、また避難所を利用する場合にはできる限りマスクや消毒液などを持参していただくよう新たな取組を公式ホームページや広報たきかわ7月号などを通して周知してまいります。

一方、避難所運営におきましては、1人当たりの専有面積の見直しを行うとともに、避難スペースに利用する部屋の数、避難所の箇所数を増やすほか、入所時に検温及び体調の聞き取りを行い、体調が万全でない、せき、熱など症状のある方には専用スペースを確保し、避難スペースやトイレ、動線等を分けるなどして一般避難者との接触を避けるよう対処を図ってまいります。また、テントや段ボール製のパーティション等を設置することにより、世帯ごとの避難スペースの確保を図るとともに、全ての避難者にマスク着用を義務づけ、毎日の健康チェックを記載していただき、健康管理に努めたいと考えております。

次に、備蓄備品につきましては、避難所におけるウイルス感染拡大防止を図るため非接触型体温計や消毒液、2人用テント、段ボールベッド、段ボール製のパーティションなど、必要な資材や備品を追加してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 確認なのですが、最終的なものはもう決まって、7月号でこういうふうになりましたということを周知するということでよろしいですか。

○議長 長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 7月の広報では、避難所に向かっていただく部分につきましてはマスク、消毒液等を持っていただくような形で周知してまいりたいというふうに考えてございます。

また、今の分散避難につきましては、「向こう三軒両隣」等で周知してまいりたいというふうに考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 荒木議員。

◎ 2、医療行政

1、市立病院の発熱外来について

2、財政措置について

○荒木議員 件数の2点目に入ります。医療行政ですが、市立病院の発熱外来についてということで2件質問させていただきますが、新型コロナウイルスによる院内感染拡大を防ぐ目的から、民間医療機関が新規外来患者を受け入れにくい状況にある中というふうに書いてありますが、基本的には市中の民間の内科系については、ほぼ新規の外来患者さんを受け付けておりません。これは発熱している方ということではなくて、何も症状がなくても基本的には受け入れていないというのが現状だと思いますが、そんな中、市立病院に発熱外来が設置されていることに私はいかに自治体病院とはいえ相当な大変さがありますので、本当に市民の一人として敬意を表したいというふうに思います。

現状としての運用、感染防止対策については、市立病院内の詳細は私は把握できておりませんが、この前の冬、数か月前ですと基本的には発熱者は自宅に待機をして、4日間37.5度以上あれば帰国者・接触者相談センターに保健所から連絡をしてという流れだったのですが、抗原検査なんかも拡充されて、抗原検査で判断していいというふうにもう決まったものですから、恐らく全国的に積極的に発熱者を診察をしなさいというふうにいくのではないかというふうに私は思います。そんな国の対応方針が大きく変わっていく中、発熱外来の在り方を変える必要があるのではないかというふうに考えますが、次の11月以降、季節性インフルエンザの感染が増える傾向にある冬までに、私は市立病院内に同じ棟に発熱外来を置くのではなくて、別棟として確保するなど新たな対策を講じる検討を進める必要性があるのではないかというふうに思います、お考えを伺います。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいまの別棟確保についての質問にご答弁いたしたいと思います。

病院入り口の総合案内においては、発熱者などのトリアージを実施しており、その中でも新型コロナウイルス感染症の症状を疑う患者様については、一度院外に出て救急外来にお連れし、空間分離した形で陰圧室のある救急処置室で診察を受けていただいております。PCR検査をはじめ抗原検査の実施など、病院に求められる役割は拡充しつつあります。当院にもPCR検査機器があり、新型コロナウイルスのPCR検査に必要な試薬の提供、北海道との契約手続などの状況が整い次第検査を実施する考えです。その目的につきましては、診療において新型コロナウイルス感染症を疑う症例を確認した際に、迅速に検査結果を得るなどで感染拡大防止安全対策を図ることを一義的に考えておりますので、例えば感染症状がなく、検査のみを目的とした患者様に対するPCR検査を行う考えはなく、これまで以上に疑い症例の患者さんが増えるという想定はしておりません。

ご提案の別棟を設けることについては、心理的には安心感につながる面はあるかと思いますが、院外に新型コロナウイルスに対応する建物を新規で建てて運用することについては、非常にコストとマンパワーのかかるものと想定しており、安全に施設を運用するためという大義のためであっても、コストとマンパワーのバランスは考えなければならないかと思います。冬期間のインフルエン

ザ流行期などにはこれまで感染者が多くなることもありましたが、院内で受診できる体制を取つてまいりました。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行が重なって、患者が多数発生することも考えられますが、まずはこれまでと同様院内トリアージを第一に考え、状況に応じて待合スペースの確保などの工夫を検討し、例えば検査結果が出るまで車でお待ちいただくなど、待合の混雑を避けるような取組で感染対策を万全にしながら、必要な対応を考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 私は想像するよりきっちり厳格に動線も含めて分けられているなという印象です。

ただ、私が思うにたまたまこの前の冬はインフルエンザがあまりなかった、すごく少なかったということで、これは爆発した場合に今のようなやり方で果たしてキャパとしてできるのかどうかという問題を一つ感じるのと、それと少しでも長く院内に滞留されるというか、おられるといろんなところを触りますし、接触感染のリスクも増えるのではないかというふうに思います。それと、もう一つ、どの道、外に作っても、画像診断はどうしても中でやらざるを得ないので、私も絶対外がいいのだという確証は実はありません。ありませんが、そこで、2番目に行くのですけれども、院内感染の防止は避けなければいけないというのがまず1つ。発熱者以外の一般外来の受診抑制が大きな問題というふうに思われます。実際に私の身の回りの一般市民の方も、要するに空気感染するとかしないとか高齢者にははっきり説明がなかなかつきにくいので、建物の中にウイルスが存在するのではないかという、一般的にそういうふうに漠然と考えてしまう以上どうしても受診抑制が起こりやすい。したがって、私はそういうものを意識的に払拭する意味においてそういうことを考えたほうがいいのではないかという考え方なのですけれども、そこで仮に院内感染が発生して小規模であれクラスターが市立病院に発生した場合、例えば全国的な医療機関の例を見ますと1か月ぐらい外来を閉鎖している状況にあります。そうすると、例えば最悪のケースの場合、滝川の市立病院が1か月間閉鎖した場合恐らく2億円弱ぐらいの外来収入がそっくりなくなるというふうに想定されます。そういうことも含めて、いろんなリスクも含めてコンサルはどのように提言をされたり、助言をされたり、積極的に市立病院側から意見を伺っているのか、その状況について伺います。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 コンサルのご意見に関する質問ですが、コンサル担当会社とは4月以降インターネット回線を用いた打合せを月2回のペースで行っておりますが、別棟確保については協議しておりません。この件については、市と病院で協議すべき事項と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

参考までにトーマツのほうにはいろいろ考えも伺ったのですが、市民の立場で考えれば、議員さんおっしゃるように別棟確保はあったほうが望ましいということの前提になるだろうということでした。ただ、病院としては、需要、マンパワー、経営面で考えていくことも必要というご指摘もいただきました。需要面では、多くの患者を呼び込めるのも難しいと。あと、マンパワーでは、別棟に人材を配置することで現在の外来や病棟の人手が不足することも予想されると。経営面では、別棟建設に係るコストをどう負担するのかということも考えなくてはならないと。収益で考えると、

外来よりも入院収益のほうが優先すべきということで、外来を充実させると病棟がおろそかになるおそれがあると、そういう課題も実は指摘を受けているところでございます。

ただ、議員さんおっしゃるような心配部分もありますので、先ほども答弁で申し上げましたけれども、インフルエンザの患者が増える、また新型コロナの再流行が起きるということになれば、待合スペースの確保の工夫、それから今まで以上の感染防止の対策ということで来られた車の中で待っていただいたり、別に待合室を設けるとか、そういうことも考えなければならないと。そしてあと、対応するスタッフを確保するためにも診療体制を見直して、集中診療に当たる体制も考えることになるかもしれませんと。いろんなことを想定しながら、今後のインフルエンザや新型コロナウイルスの患者の状況に応じて、様々な対応策を検討していかなければならぬというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 次の2番目の財政措置に移りますが、様々別棟を確保する場合のことについて今やり取りをさせていただきましたが、先ほど部長もおっしゃられましたように仮に外に設けるとしたら相当な費用がかかるというふうに想定される。恐らく数千万円単位は最低はかかるというふうに思うのですが、仮にかかったとして、それを今の市立病院の事業の費用の中で見るということは私も全く想定できません。したがいまして、ここで伺いたいのは、国の2次補正によって出てきている例えば医療に関する国からのメニュー、医療に対するメニュー、それともしくは公立病院に対する地方財政措置の見直しというのが行われたのですが、その中の中核的病院を維持するために必要な経費、これに当たるかどうかちょっと分かりませんが、一種の災害拠点等としての機能維持に必要な経費については特別交付税措置を講ずるというふうに見直しがされておりますが、そういうものを活用して、数千万円単位のものを国からの補助的なもので補うという方法はないのかどうか伺います。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいまの財政措置に関するご質問について答弁いたします。

市立病院の新型コロナウイルス感染防止に必要な対策、取組については、国の2020年度補正予算として新型コロナウイルスの感染防止対策に組み込まれた事業を有効に活用し、本定例会で既に議決をいただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて行う感染症対策の医療資材の整備など4事業にわたり1次申請を行っているところです。また、そのほかにも国の2次補正予算について今後市と連携しながら関連する有利な事業がないか精査し、しっかり対応していきたいと考えています。

別棟に関する予算の内容については、ただいまのところそういったものがちょっと見当たらず、例えばプレハブで建てるとか、そういうことについての支援策はあるようですが、もう少しその辺は精査していきたいと思います。

不採算地域の中核的な公立病院に対する特別交付税措置については、新型コロナウイルス感染症の流行以前に示された制度ですが、僻地拠点病院、または災害拠点病院の指定を受けていることが

その条件とされており、当院はその条件を満たしておりません。

また、新型コロナウイルスの影響により、本年3月から診療収益が大きく落ち込み、極めて深刻な経営上の影響を受けていることから、北海道市長会を通じて国などに対し要望を行っております。現段階では、国において医療機関の減収分の補填をするための支援制度を検討しているとの情報はありますが、公立病院についても対応いただけるように今後さらに情報収集に努め、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 最後1点だけ質問させていただきますが、私が今回質問した趣旨は、絶対的に外がいいのだというふうに思っていません。思っていないが、様々な選択肢を排除しないほうがいいのではないかというふうに思っているので、質問させていただいたのですが、一度仮に病院の駐車場のどこか一角にそういうものを整備したらどれくらいかかるかということを積算ぐらいはされたらどうかというふうに思うのですが、やるか、やらないか別にして、そういうふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

言われたとおり、特にこれは駄目、あれは駄目という、そういう排除するのではなくて、幅広い考え方の下その辺は検討していきたいと思います。

○荒木議員 終わります。

○議長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

続きまして、安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 新政会の安樂議員でございます。まず、質問の前に、今回の新型コロナウイルス感染症対策及び関連業務に従事をされている医療関係者並びに介護関係者、市職員などの皆様に対しまして衷心より感謝を申し上げるとともに敬意を表する次第であります。それでは、通告に従いまして質問いたします。

◎1、教育行政

1、小中学校児童・生徒の教育進度について

教育行政、小中学校児童・生徒の教育進度について質問いたします。新型コロナウイルス感染症の影響により小中学校の休業が余儀なくされ、今年度に予定されている授業が実施できず、教育進度が著しく遅れているのが現状であります。今後児童、または生徒に対して年度に必要な授業時数を無理なく履修させて、当初の計画に近づけることが必須だと考えております。教育委員会としてどのような方策をお考えなのか伺います。

この件につきましては、先日本市の校長会が行われまして、6月13日土曜日発刊の「レス空知」に記事として掲載されました。確認の意味も含め質疑させていただきます。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 本市の小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から2月から学年末にかけての臨時休業に続き、4月には始業式から2週間程度教育活動が開始されたものの、再度4月20日から5月末までの臨時休業があり、明けて6月1日から徹底した感染防止対策と学校の新しい生活様式の下、学校運営が進められているところです。

臨時休業が長期化したことにより実施できなかった授業時数の確保が強く求められているところは、今ご指摘のとおりであります。今後も感染症対策を講じながら、最大限児童生徒の健やかな学びを保障することを目指して取り組む必要があると考えております。そのような観点から、これも先ほどお話がありました校長会等を通じて、各学校における臨時休業中に授業を実施できなかった時数、今後の学校行事等の見直しなどの工夫により新たに生み出すことのできる時数のほか、予備の時数なども考慮した上で授業時数確保の見通しをしております。その上で本市においては、夏季休業中の10日間、冬季休業中の5日間を授業日として設定し、年度内に全ての児童生徒に学習指導要領に示された各教科等の内容を身につけさせることとしているところであります。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 学校行事の見直し、それから夏休み、冬休みにそれぞれ授業をして、必要な時数を確保するということであります。ここ1週間道内における感染者というのは非常に少なくて、1桁台になっております。しかしながら、私はまだまだ気を緩めたらまた感染者が増えるのではないかと、全く予断を許さない状況だと考えております。非常に考えたくはないのですけれども、再度感染者が増えて小中学校が休業に追い込まれるような事態に陥った場合どういう対応をするか、腹案などありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほど答弁いたしました対応つきましては、今現在における状況を踏まえてのものと考えております。今ご指摘のとおりで当然この後の感染状況により、さらに授業時数確保が求められることも想定されると思っております。今後そのような事態となった際には、冬季休業のさらなる短縮も必要になると考えており、それでもなお不足が考えられる場合には、児童生徒への負担にも十分配慮した上で、土曜授業や7時間授業などの実施なども視野に入れつつ、あわせて国や東京の通知なども参考にしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 腹案としていろいろ考えられているわけですけれども、小学校6年生及び中学校の3年生以外は、私も学年またぎとかで必要授業時数の遅れを取り戻すことは可能なのかなというふうに思います。しかしながら、最終学年はやっぱりそうはいきません。特に中学校3年生、高校受験を控えていて、受験に必要な科目を全て履修できない状況が生じた場合、または生じしそうな場合、誰がいつ判断して、どのように対応するのか伺いたいと思います。この件については、教育長のご意見を聞きたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 ただいまご質問いただいた件についてですが、小学校6年生、中学校3年生について

は、本年度中に授業時数を確保することというふうに基本的にはもちろんなっておりますが、来年度の高校入試に関して文部科学省から都道府県教育委員会教育長に発出された通知がございまして、この通知というのは令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項についてという通知なのですが、それでは地域における中学校等の臨時休業の実施等の状況を踏まえ、令和3年度の高等学校入学者選抜等における出題範囲や内容、出題方法について特定の入学志願者が不利にならないよう必要に応じた適切な工夫を講じてほしいという内容になっております。以上のことから、北海道教育委員会において道内の休業状況等を勘案した上で、適切に対応されるものというふうに私としては考えております。

以上です。

○安樂議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

続きまして、木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 おはようございます。会派みどりの木下です。1件だけ質問させていただきます。

◎1、新型コロナウイルス感染症対策

1、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた観光関連事業者への支援策について

1番目、新型コロナウイルス感染症対策、新型コロナウイルス感染症対策の具体的な事業について、1、新型コロナウイルス感染症拡大により本市の地域経済にも多大な影響が出ています。国では、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者への家賃支援や雇用維持、施設、イベントの再開支援など、地域経済活性化を柱とした第2次地方創生臨時交付金が可決されたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントの中止により影響を受けた市内観光関連事業者への支援策として現在市長が考えている独自の施策があれば伺います。

○議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 観光関連事業者への支援策に関するご質問ということですけれども、実は観光関連事業者といいましても、何をもって観光関連事業者だというのはなかなか難しいというふうに私は判断しているところなのですけれども、既に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者に対する支援策として、市では6月15日から、先週ですけれども、販売を開始し、その週の金曜日、19日に完売しましたけれども、市の登録飲食店で使用可能な飲食店応援プレミアムチケット発行事業、こちらを行いました。また、16日の補正予算、こちらで議決いただきましたタクシー事業者が飲食店のテークアウト商品を配達支援するという滝川市タクシー飲食店連携宅配サポート事業、こちらも19日から実施しまして、金土日と3日間ですけれども、既に10件以上のご利用があったということで確認してございます。こういったことを行っております。さらには、これから先ですけれども、経営の安定に支障が生じている事業者に10万円の給付を行う滝川市事業者応援給付金給付事業、こちらについて7月1日から給付開始できるようにということで準備を進めているところであります。また、北海道の動きですけれども、こちらは観光関連事業者の支援及

び停滞した道内経済の回復を目指す、こういうことで旅行商品の道民割引制度であるどうみん割、こちらの委託業者の募集を6月10日から開始しているということを確認してございます。

市内関連事業者に対しましても、これら国や道からの支援施策に関する情報提供、これを遅滞なくできるだけ詳細にお伝えするよう努めるとともに、第2次地方創生臨時交付金、こちら内容はまだはつきりしておりませんけれども、そういったものの情報収支に努めまして、それらを活用した新たな支援策、こちらについては引き続き観光関連事業者ということのみならず、全ての事業者の皆さんを対象に、コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた様々な事業者の状況を踏まえて、何が有効な支援策かということを踏まえながら検討を続けてまいります。

○議長 木下議員。

○木下議員 市内の観光関連事業者と、漠然としてちょっと分かりづらかったかと思いますけれども、例えば旅行の関係、滝川市民の人が旅行に行く際の旅行の料金の割引とかそういうことも何か考えている施策があれば、考えていないでいいですけれども、あつたらお願ひいたします。伺います。

○議長 木下議員、ただいまの質問は、旅行に関する旅費の割引を市として持つかということですか。道のことですか。市として持つかということですか。

○木下議員 市としての考え方です。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 具体的なアイデアとして1ついただきましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、国や道で行う事業というのは、それは国や道で行うことなのだろうというふうに考えてございますし、それに対して例えばさらに上乗せするとかというようなことを考えることもできるのですけれども、そういったものも踏まえまして、最後に申し上げましたとおり、何が有効な支援策なのだと、交付金事業ということで交付金を使ってできることって何なのだということがまだ分かっておりませんので、そういったことを踏まえて検討してまいります。

○木下議員 終わります。

○議長 以上をもちまして木下議員の質問を終わります。

続きまして、堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、第2期財政健全化計画について

最初に、第2期財政健全化計画について伺います。市長は、計画では適正な組織の構築のため毎年度検討し、簡素で効率的な組織を目指す、また国が提唱する働き方改革を推進し、前例踏襲の考え方を是とすることなく、効率化を追求すると表明されております。私もこの考え方は大賛成なのですが、具体的なその構想なり、思いなりを市長にお伺いをしたいと思います。

○議長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質問にございました組織等の効率化に関するものでございますけれども、直近の取

組では学校給食において民間企業のノウハウを活用した業務の委託化が進められておりまますし、また職員にタブレット端末を配置してきましたが、会議等において効率化が図られたという事例がございます。さらに、このたびの新型コロナウイルス感染症への対応では、これを好機と捉え、多様な働き方に資するため時差出勤を試行したほか、さきに可決いただきましたウェブ会議の環境整備により時間の有効活用が期待できるなど、まさに前例によらない対応の中でできることや効率化につながることを模索し、進めているところでございます。これまでの市長の答弁にもございますように風通しのよい職場風土の下で、人事評価制度による面談の機会や自己申告制度による提案の機会を通じて、最前線で業務に当たる職員の声をボトムアップし、様々な効率化のアイデアを生かすことができるよう、今後も引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 今部長の答弁を聞きましたけれども、現状では職員の提案を聞く制度というのが現実にあるわけですね。そのちょっと仕組みを、強制的なのか、個人的な思いがあつて提案するのか等々を含めて伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 実際は、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、自己申告書というのを年1回職員が提出できる形になってございます。これは、管理職以外の職員ということになりますけれども、その自己申告の中に日頃業務を進めていく中でこういった業務改善をしたらどうかというような提案を記載する欄がございまして、これは職員が基本的に所属部長あるいは総務部長に提出をするという形になっておりますので、直接職員が自分の直属の上司の方にということではなくて、部長職あるいは総務部長ということで、自分の職場から離れた方に見てもらいたいとかいうこともありますので、そういう選択ができるような形になっています。

ちなみに、昨年この自己申告書を出された方が43名おられて、実際提案をいただいた方はその中で12名ほど実はいます。個人的な中身ですからあれですけれども、基本的にその中で例えば公用車の申請をペーパーレス化したらどうかということで、こういった提案は既に実施に移っていますし、また研修の機会を様々な年代でそれぞれ対応できるような研修メニューを考えてほしいというような提案もございますので、こういった部分は実施に移している部分もございます。こういった中で、そういう提案をいただいたものの中で広く全庁的に使われるものについては、なるべく実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っていますので、こういった機会をまた、全職員が一応対象に提案を受ける形にはなっておりますが、まだ全職員からそういう形で提案がないですから、こういったものを広げながら、業務改善の一つとして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 43名の方からということで、初めて知りました。実は、この市長が言われているような効率化、要するに業務改革をする、業務改善をするというのは、本当に声高らかに市長が意見

を吸い上げる必要があると思います。そうしないと、いろんな人がいますけれども、遠慮する人もいるだろうし、こんなこと言つてもだとか、いろいろ考えて控え目になるというのもあると思います。そういう意味では、市長がみんなの声を聞きたいと、レポート1枚でもいいから出してくれというふうに頼んで、本当に効率化をやろうと思えばそういうふうにしたらいいのではないかなと私は思っていますけれども、市長、どうお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの堀議員のご質問にお答えを差し上げますが、今おっしゃることはやはり人間関係を作れということをおっしゃっているのかなというふうに思いますし、その環境をいかに作るかということだと思っております。若い職員の皆さんとは年に1回、入庁3年以内の方々との懇親会を行わせていただいておりますし、昨年はランチミーティングということで、入った職員に市長室に来ていただいて、お昼食べながらいろいろお話を聞くというようなこともさせていただいておりまして、その際にはとにかく今行っている仕事に疑問を持ってほしいということを必ず申し上げて、何かあつたら言ってくださいという話をさせていただいているし、なかなか私に直接言いにくいことは係長なり、上司にいろいろお話ををして、業務改善を心がけていただきたいと。新しい視点でいろいろと市政を変えていただきたいということはお願いをしております。これからもその姿勢を行ってまいりたいというふうに思っておりますし、全体的な会議等の中でも常に幹部職員をはじめ多くの方々に仕事に対する疑問を持ってほしいということは申し上げておりますので、そのことをもっと徹底をしていくって、さらなる業務改善で進めていきたいというふうに思っております。足元に私のところには秘書室というのが新しく構築されましたが、その中においても常に業務改善を考えていただいておりますので、そのようなことをさらに広げていくことも必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 市長、ぜひ市長の思いを職員に伝えるようにしていただいて、推進していただくことを望みます。

◎2、新型コロナウイルス感染症対策

1、国の第2次補正について

続きまして、国の2次補正予算が先日通過をいたしました。通過したばかりですけれども、ちょっとその件についてお聞きをいたします。様々な経済対策が打ち出されました。この制度の周知についてどのようにされるのか伺いたいと思います。

○議 長 堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の追加対策を盛り込んだ国の第2次補正予算が今月12日に成立し、その中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充や家賃支援給付金の創設、雇用調整助成金の拡充など様々な対策が打ち出されました。滝川市におきましては、追加交付される新

型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、必要な事業を実施していく予定ですが、その周知につきましては第1次補正予算のときと同様に事業を実施する各所管におきまして、広報やホームページなどのほかあらゆる媒体を活用して対象者に周知していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 1次補正が終わったばかりで、また第2次補正が出たわけですけれども、いつも思うのですが、こういう補正が出たときになかなか組織に関わっていない人たちというのは、その情報が分からぬという問題があります。滝川市のことを考えると、やはりこれは大いに周知をして、全員にそういう補助なり、助成なりが受けれるようにしていくのが行政の、市長をはじめ議員、職員の皆さんとの仕事だと思います。そういう意味では、非常に煩雑で多くて、自分の対象になっているのが何なのかというのが分からぬ場面もあると思います。そういう意味では簡素な周知の仕方、できるような周知の仕方とか、もう一点はいろいろ縦割りの中の部課によって相談するところが違いますけれども、これを一本化してもらえれば、滝川市の何番にかけばいろんな悩み相談できるというようなところをこの機会に作られたらどうかなというふうに思いますが、見解を伺います。

○議長 堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 まず、補正の関係で周知の方法ですけれども、今現在例えば1次補正、2次補正、いろんな事業が出てきておりますので、例えば1次補正と2次補正の事業内容ですとか、それからどこの部署に問合せすればいいというような部分についての一覧表など、こういったものが作成できるかどうか今現在検討はしております。それ以外にも先ほど申し上げた各所管からの周知方法、こういったものも併せて2次補正の内容等が周知があればまた事業内容と併せて検討させていただきたいというふうに思っております。

また、先ほどのご質問にありました部署の問題でございますが、今回の補正につきましてもいろいろな事業を執行するに当たりまして、各所管で立案、それから実行ということになりますが、事業の内容によってはいわゆる各所管のスペシャリストが対応したほうが非常にスピード感があるというようなものもありますので、現時点でそこらを一括するということには考えておりませんが、先ほど言ったような周知方法で市民周知を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 堀議員。

○堀議員 市民に本当に分かりやすく、相談しやすいようなことを検討していただきたいと思います。

続きまして、現時点での本市の地方創生臨時交付金の活用について思い当たる節があつたら、いっぱいあるから、予算も決まっていないというふうに聞いていますので、難しいと思いますけれども、現時点での考え方を伺います。

○議長 堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 国の第2次補正予算で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に

つきましては、地域の実情に応じて家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しとともに、新たな生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応を図る観点から拡充したとされておりますが、滝川市に交付される限度額をはじめ詳細が示されておりませんので、現段階で具体的な活用については決まっておりません。交付金の制度概要など詳細が国から示された段階で、各所管の提案に基づき必要な事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 分かりました。

そこで、市長にちょっと伺いたいのですが、市長が今回はこれだけはやりたいみたいなのがありましたらお示しください。

○議長 市長。

○市長 ただいま次長のほうからお答えしたとおり、制度概要が明らかでないものですから、非常にお答えしづらい部分もありますが、私としてはやはり今の国の2次補正の中で示されています家賃補助、支援に対して、市として独自に上乗せができる部分が考えられないかなということがまず1点。

また、緊急包括支援金等で医療関係者に対する支援という話がございます。それらの上乗せ等が行政としてできないのかな、市としてできないのかなということも一つ考えてみたいなというふうに思っております。

また、そのほかにも新しい生活様式を取り入れて行うことに対する支援、例えば水道の蛇口ですか、子供たちの学校の蛇口がノータッチできるようにするとか、細かいところなのですけれども、できる限り新しい生活様式に沿ったようなことは支援策としてできないかなということも考え方の一つかなと思っております。幅広く考えていくとともに、やはり社会経済の歯車を元に戻していくための雇用調整等々にも支援することができればということで、総合的に幅広く検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

◎3、医療行政

1、市立病院の受け入れ体制等について

最後になりますけれども、荒木議員が詳しく質問されていましたので、その答弁は要らないと思いますけれども、私は今回のこのコロナは荒木議員がおっしゃっているのと同じように、これまでまたインフルエンザがかぶさる、また想定外というか、1日に滝川市で20人、30人と感染者が増えてくる、そういうような最悪の想定を、このままで終わってくれればいいのですけれども、この想定をしておくということが非常に大事だと思います。この感染症のウイルスの問題は、今回限りで終わりませんので、今回のこの事例を境にして、また将来的にそういう感染症が発生したときに

は前もってこの2020年のときに作ったものをベースにしてすぐ対応できると、こういう備えが必要だと思います。これもやっぱり市長に聞かなければならないと思うのですけれども、市長、どうでしょう、そういう考え方をして備えるというのは。

○議長 堀議員、今の質疑でございますが、質疑の最初に答弁は必要ないと思いますがという発言がありましたけれども……

(何事か言う声あり)

○議長 では、それに対して市長答弁を求めます。

○市長 懸念されるとおり、第2波、第3波、いろいろと問題があるというふうに思っております。今回を契機にということでございますけれども、今市立病院内において様々な検討をしていただいております。他の病院との連携等々を含めて、いろんなことを考えなければいけないというふうに思っておりますが、現実医療提供がどれだけできるかと、市立病院が医療提供する限界がございます。それを併せてどのようにしていくかということがあろうかと思いますし、それを私どもとしてどう支援していくかということも協議しながら考えていかなければいけないというふうに思っている次第でございまして、今ご提言を受けながら、2020年モデルができるかどうか分かりませんが、その努力はさせていただきたいと思います。

以上です。

○堀議員 終わります。

○議長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして場内の空気を入替えしたいと思いますので、若干休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○佐々木議員 新政会の佐々木です。通告に従い、質問させていただきます。

◎1、保健福祉行政

1、児童虐待について

2、外出自粛による高齢者への影響について

保健福祉行政、児童虐待について。世界的な新型コロナウイルスの感染流行により、学校の休校や外出自粛の動きがあった中、家庭内ではDVや児童虐待の問題が深刻化していると懸念されています。先週道新のほうに載っていた記事によりますと、岩見沢児童相談所への昨年2019年度の相談件数が、虐待と認定された件数です、2年連続増加しており、439件あったそうです。また、

虐待ではないかという通告の件数も500件を超えたというふうに載っておりました。そこで、当市におけるDV、児童虐待の相談件数の状況と対応における課題をお伺いしたいと思います。

○議長 佐々木議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして学校等の休業や外出自粛、これが継続する中、子供の見守り機会が減少することは、児童虐待のリスクが高まると懸念されているところです。滝川市としましても、この間、国の子供の見守り強化アクションプランに基づきまして、要保護児童等対策連絡協議会を核として、地域のネットワークを活用した見守り体制の強化を図り、支援が必要な家庭の状況の把握とその対応に当たってきたところであります。各関係機関に対しましては、この自粛期間中のリスクにつきまして改めて注意喚起を行っておりまして、要保護児童等の安全確認を行ってまいりました結果、この自粛期間、この期間につきましては新たな相談ですとか、それから児童相談所に通告が必要となるような重要な案件はありませんでした。先ほど道新の記事で相談件数が増加しているというお話をありました児童虐待の相談件数につきましては、若干増加、30年、31年と実績から見るとやっぱり増加傾向にあるというふうには思っておりますが、幸いにもこの間につきましては今のところ重要な案件というのはありませんでした。

児童虐待、これを未然に防ぐためには、やはり小さな気づきというところが大きな効果をもたらすものというふうに思っております。これからも支援を必要とするご家庭を早期に発見するため有効な支援につなぐということからも、様々なチャンネルを通して子供の実態把握に努めるとともに、児童虐待防止について関係機関、地域住民の皆様へ引き続き啓発活動を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。外出自粛による高齢者への影響について。市内28会場で実施されていたいきいき百歳体操が新型コロナウイルス感染流行の影響により2月末より休止されています。外出自粛による高齢者への身体的、精神的影響は大きいものと思われますが、それまで参加していた高齢者の現状と今後の感染予防をしっかり行った上で再開のめどはどうなっていますかお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 いきいき百歳体操につきましては、参加者の約7割の方が75歳以上の高齢者ということです。緊急事態宣言に伴う外出自粛などによる身体的な虚弱や精神的な影響が心配されましたことから、家庭での運動継続が可能となるようエフエムなかららの協力をいただき、体操を15分間にまとめた短縮版のいきいき百歳体操を放送していただくとともに、放送を受信できない地域や希望される方には体操を収録したDVDの貸出しを行っております。

また、体操に参加していらっしゃった高齢者の皆様の健康状態を把握するというために、3月には電話による状況確認を約200件、家庭訪問を約40件実施するとともに、5月の連休明けからは全体操参加者であります約650名について玄関先への訪問を実施し、お一人お一人の健康状態

や運動の状況等の確認を行いました。これらの活動から、ラジオ放送につきましては体操参加者の約4割の方が放送を聞きながら体操をされていたことが確認できたほか、家庭訪問の結果からは約97パーセントの方が体力の低下を感じつつも自宅での体操やウォーキングなど、ご自身で体を動かす工夫をされていることが確認できました。残りの3パーセント、24名の方につきましては、やや虚弱になっている状況が認められましたので、要介護認定申請や経過観察などの必要な支援を行っているところです。

いきいき百歳体操の再開につきましては、現在各地域で中心となって活動していただいているボランティアの皆さんがまずは安心して取り組むことができるよう開始前の検温ですかアルコール消毒の徹底など、厚生労働省のガイドラインを参考に各会場ごとに打合せを開始したところあります。準備が整い、実施が可能となった会場から順次再開をしていきたいというふうに考えております。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 97パーセントの方がラジオとか自宅で体操を続けていて維持されているというのはとても喜ばしいことで、また皆さん一生懸命この休んでいる間のフォローというのもすばらしい対応だったのではないかと思います。ちょっと懸念なのが28か所の会場のうち4か所が今のところ高齢者施設で行っています。高齢者施設は、入居している人も高齢者で、今面会自粛とか行っている中で、なかなかどういうふうに再開していったらいいのかちょっと難しいところがあると思うのですけれども、百歳体操を昔のラジオ体操のように公園とか屋外で開催するような方法もあるのではないかと考えますけれども、そういう高齢者施設での再開の対応で何か市として考えていることとかありましたら教えてください。お伺いします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 百歳体操の再開に当たりまして、参加者が多く、密になるということが予想される会場ですとか、それからご質問にありました事業所さんにおいて地域の方と協力して実施していただいている会場などもございます。それぞれの会場の状況により、すぐに再開できることが難しいというものもあると思われます。他の会場での実施状況や実施体制、こういったところも踏まえまして、事業者の方、それからボランティアの方々とご質問にもありました屋外での実施、こういったところも含めて具体的な対策を相談させていただいた上で検討していきたいというふうに考えております。

○議長 佐々木議員。

◎2、医療行政

1、PCR検査について

○佐々木議員 次の質間に移ります。PCR検査についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染流行の第2波に備え、市民の命を守るためにPCR検査を実施することが有効な手段の一つと考えますが、市立病院においてPCR検査を含め、第2波に対し、どのような対策を準備しているのかお伺いいたします。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 PCR検査についての質問に答弁したいと思います。

先ほど荒木議員の答弁にも申し上げましたけれども、市立病院にはPCR検査機器があり、新型コロナウイルスのPCR検査に必要な試薬の供給や北海道との契約など必要な手続はあります、こうした状況が整い次第検査を行っていきたいと考えております。ただし、国の指針にのっとり、行政検査として実施することになりますので、受診した患者様で新型コロナウイルス感染症を疑う患者様、または診療の中で検査の必要があると判断した患者様に当院の医師が必要と判断し、保健所と相談した上でPCR検査の検体を提出するという仕組みが変わるものではありません。当院でPCR検査を実施することにより、これまで新型コロナウイルス感染症を疑う患者様のPCRの検体送付から結果の判明まで2日を要していたところを数時間程度で結果を得ることができたため、感染拡大防止や医療安全対策として有効な手段になると考えております。そのため自院でPCR検査が可能となりましても、これまでよりもたくさんの検査が可能になるということではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 市立病院にこのPCR検査をする機械が実は2台もあるのです。今回それが分かっただけでも、保険医療だけでの検査しか今しないという答弁だったかと思うのですけれども、みんなが安心して経済を回していくためには、私はどんどん積極的にPCR検査をして、感染していない人から経済を正常に戻す努力をしていったほうがいいのではないかというふうに考えるのですけれども、また市立病院が積極的に保険外の検査もすることによって、コロナのおかげで落ちた医療報酬を少しでも貰うこともできると思います。いろいろな助成金、家賃補助だ、持続化給付金だとかいろんな措置がありますが、これは全て対症療法で、みんなが安心して元の暮らしに新しい習慣で回していくためには、今の現時点ではPCR検査を積極的にするというのがいい案でないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査は、陽性の患者が陰性と判定されるいわゆる偽陰性が30パーセント程度とされている上、検査後に感染する可能性ももちろんありますし、陰性という検査結果をもって自分も感染しておらず、他者に感染させるリスクはなくなったと判断して安心して行動するのは危険なことではないかというふうに考えております。国の新型コロナウイルス感染症対策本部では、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を公表し、緊急事態解除後の基本的対処方針として段階的に経済社会活動のレベル引き上げていくしながらも、新しい生活様式を社会経済全体に定着していくことを基本に、感染拡大防止に配慮した取組を提起しているところですが、こうした考え方に基づく指針として厚労省のほうでも新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針というのを出されておりまして、検査体制を強化する基本的な考え方があくまでも今後の感染拡大局面を見据えた上での医師が必要と判断したものに対する実施であるとしております。こうした考え方からも感染拡大防止する観点でP

PCR検査の結果が陽性となった患者さんの隔離を行うとともに、濃厚接触者に対する検査を行い、感染制御を行うことは重要であると考えますが、経済活動の正常化を目的として、感染していないことを確認するための検査は行うべきではないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 経済活動の正常化だけが目的ではなく、かかった人が重症化しないために早く見つけるというのも目的の一つだし、ひいてはそういうのが市民の命を守ることにつながる方法だと考えております。季節型インフルエンザと併せて検査が必要になったときに、人がいないとかお金がないということで対策ができないとなつては困るので、ぜひ今から検査できる体制を準備を進めていくことが必要と考えるのでけれども、いかがでしょうか。そのPCR検査以外の2波に備えた準備も含めて教えてください。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 市立病院としては、やっぱり国の指針にのつとり、診療の中でPCR検査が必要な方に実施していく考え方で、重症化しないための取組として医師の適切な判断の下にしていくことが適切というふうに考えておりますので、診療が必要な方に対してPCR検査を行うということで進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 PCRの検査のことは分かりました。ほかの対策はどのように準備なさっているのですか。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 現在取り組んでいるものと一つとして、風邪症状のない高齢者や基礎疾患をお持ちで、なお定期通院されている患者様に対して電話診療というのを行っております。通院に来なくても直接院外薬局で薬を受け取れるというふうにもしております。また、病院の総合案内において発熱者のトリアージということで先ほど申し上げましたけれども、その中で新型コロナウイルス感染症が疑われる患者様については、一度外に出て救急外来にお連れして、陰圧室のある救急処置室で診察を受けていると。それからあと、受診の際に心理的な不安を少しでも解消していただくことでフェースシールドの着用、あと各科外来窓口、会計窓口にアクリル板やビニールシートの設置と、あと待合の椅子に距離を取ってお座りいただくといった工夫についても取り組んでおります。あと、入院患者の面会の原則禁止も感染防止対策として継続しております。必要な診療、診察、入院、手術が受けられるように感染防止の観点で様々な取組は進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○佐々木議員 終わります。

○議長 以上をもちまして佐々木議員の質問を終了いたします。

続きまして、寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、土木行政

1、道路の維持管理について

2、街路樹、公園等の樹木管理について

まず、1点目、土木行政ということで、道路の維持管理についてお伺いします。市街中心地には障害者や高齢者などが通行しにくい歩道や傷んだ箇所がところどころ見受けられます。つまずいて転んだということも耳にしています。新型コロナ対策の外出自粛要請が解除され、市民が再びまちに出るに当たり、安全に安心して歩けるよう対策が急がれます。市のほうでも積極的に補修工事を進めているということでの一定の評価はできますが、市民から道路の維持管理に関して不満が聞こえることがあります。市のほうでの道路の補修工事の取組について伺いますが、特に道路の維持管理に関して市民から情報が、意見が寄せられた場合の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長 寄谷議員の質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 ご質問のありました道路改良舗装工事以外の補修工事についてでございますけれども、パトロールや市民の方からの通報により、その都度現地を確認して対応となる補修工事と、あと既設舗装の上に新しく舗装するオーバーレイや橋梁の修繕などの計画的に実施する工事に大きく分けております。パトロールや市民の方々から通報による補修工事につきましては、現地を確認した上で、危険な箇所については補修までの間に利用者に危険が及ぼないように安全措置を行い、その都度補修を実施しております。

市民から寄せられます要望の内容には様々なものがあり、その時点での危険性や緊急度を踏まえて、優先順位を決め、実施しており、必ずしも市民の皆様の要望どおりの対応とならないこともあります。その都度ご説明を申し上げ、ご理解いただけるよう努めているところでございます。限られた予算の中で最大限の効率的、効果的な執行を心がけ、今後とも安全な道路環境の維持に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 適切に対応することで市民から信頼され、市で把握すべき情報も市民から寄せられることになると思いますので、今後ともさらに真摯な対応に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。街路樹、公園等の樹木の管理です。四季折々に姿を変える街路樹等は、市民に安らぎを与えてくれます。散歩、運動のときの日陰にもなります。しかし、紅葉などの落ち葉や小枝は、風に吹かれて道路や民家に積もり、毎年のことでの困惑している市民もいます。剪定、落ち葉の収集など樹木管理についての市の対応について伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 街路樹や公園の樹木は、議員のご指摘のとおり、景観により人の気持ちを和らげたり、直射日光による路面温度上昇を防ぐ効果や騒音からの防音効果、二酸化炭素吸収など環境面での効果など様々なメリットがある反面、道路排水に障害をもたらすことや落ち葉が民家の庭先に入るの

も事実でございます。緑化の機能を適切に保つために剪定を適切な時期に行うとともに、道路の通行や公園利用者に支障があると判断した場合にはその都度支障となる枝を切り落とすなど、個別に対応をしてございます。

落ち葉の収集については、路面清掃車による作業に併せ人力による対応も実施しておりますけれども、紅葉の時期には市内全域での処理が一斉に必要とされ、また清掃後においても日々落ち葉は発生することから、地域や市民の皆様のご協力が必要不可欠と考えております。私どもも街路樹のある沿線の皆様方へ回収用の袋を提供させていただきながら、また収集後は速やかな回収に努めています。今後とも緑化の趣旨をご理解いただき、各町内会や市民の方々の協力を得ながら、樹木の適正な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 1点だけ伺いたいのですけれども、市のほうでは緑の基本計画を出しています。これによれば東第1授業場通り線を重点的に管理して、その他の市街地内の街路樹においては、災害と安全確保から剪定や伐採などの対応を行うというふうにされています。街路樹については、道路と違って生活に不可欠とは言えないと思います。あれば除雪や排雪の妨げにもなるし、維持管理にもお金がかかります。残すとなればそれ相応の理由が必要だと思いますが、今言った重点的に管理する以外の地域については今後伐採をしていくような、そういう計画になるのかどうか、そこら辺についてだけお伺いしたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 令和2年2月に緑の基本計画をまとめております。この中に街路樹の維持管理の基本的な考え方も含まれております。この計画の策定に当たりましては、街路樹の在り方についてアンケートや懇談会を開催し、市民の意見を聴取し、参考としております。街路樹による四季を感じる美しい景観や環境面での効果など整備、保全を求めるご意見と併せて、先ほどのお話にもありました落ち葉の処理の問題をご指摘するご意見もございました。懇談会のまとめといたしましては、路線によりめり張りをつけた維持管理とすること、また市民が世話をするきっかけとなるイベントや美化活動の工夫などが必要とされております。このようなご意見を緑の基本計画に盛り込みまして、重点的に管理をする路線とその他の路線に分けて、街路樹の維持管理について基本的な考え方をまとめております。

重点的に管理する路線については、四季を感じる景観や緑陰形成など、景観的に優れた街路樹の路線を市民情報を踏まえ選定し、情報発信に工夫を加え、保全、PRに努めてまいります。また、その他の路線では安全確保に重点を置きながら、信号、標識の視認性の確保であったり、また台風等による倒木の要望だったり、歩行空間の安全確保等に優先を考えた維持管理に努めるものでございます。

先ほど議員さんのはうから質問がありましたその他の路線で安全性確保のために樹木を伐採していくのかということでございますけれども、この樹木につきましては引き続き適切な管理をしていきたいと考えております。ただ、樹木につきましてもいつかは枯れてしまうこともあります。そ

ういった木が枯れるようなものがあれば、その都度その部分については伐採、抜根をしていきながら対応していきたいと、安全確保のために美観の維持管理と併せて対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 寄谷議員。

◎2、教育行政

1、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響について

2、化学物質過敏症の対応について

○寄谷議員 それでは、次の質間に移ります。新型コロナウイルス感染拡大防止による学校の授業への影響について伺います。

まず、1番目ですが、先ほど安樂議員が質問されたので、そこで解明されていない部分についてお伺いします。まず初めに、学校の授業の遅れを取り戻すその問題解決のために尽力されている教職員をはじめ関係者の皆さんに敬意を表します。私のほうで気がかりなのは、授業の遅れを取り戻すということで夏休みを削る、冬休みを削るというようにいろいろ考えられているのですが、そのときにその授業を受ける子供たちの側がその授業についていく準備ができているのかどうか、それについての不安とか取組についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、新しい生活様式などが学校でも行われているわけですが、それで新たなストレスが子供たち生まれないか。そして、それを先生が把握する、それができる体制ができているのかどうか、それについて不安がないか、不安がないかというか、どういう取組をされているか、新しいものがあれば教えていただきたいと思います。

それから、2点目は、夏休みとか冬休みを何日か短縮するということですが、その場合、学習の内容ですが、それについては従来教えるもの全てについてこの期間に教えられるのかどうか。期間が短いので、理解に遅れの出る子も出るのではないかというふうな予想ができます。それで、補修授業等が必要になるのではないかと思いますが、それについて市のほうでどうお考えなのか。それに必要なスタッフ等についても確保できるのかについてお伺いしたいと思います。

あと、もう一点は、授業、授業だと子供たちはモチベーションが低下するのではないかと思います。子供たちが集中力を維持できるよう休憩とか学校行事、これは適度に入れることが必要ではないかと思いますが、その辺について学校のほうとしてどう考えているのか、この3点についてお伺いします。

○議長 ただいまの質問の内容につきまして検討をちょっと今させていただいているが、1点目の質問につきましてと2点目の質問につきましては、通告の範囲ということで理解させていただきますが、3点目の質問につきましては通告範囲から離脱していると考えますので、1点目と2点目のみの答弁ということでよろしいでしょうか。寄谷議員。

○寄谷議員 私としては、学校運営上の今後の対応という中で、これは市のほうでお答えいただけるものと理解していましたが、いかがでしょうか。

○議長 質問したい意図は分かるのですが、何分にも通告という範囲ということを考えた場合

に、通告の中においては学校の運営上の今後の対応と、あくまでも学校の運営ということに趣旨が書かれておりますので、生徒のモチベーション等の考え方だとかということになってくると答弁はできないのではないかと思うのですが、1点目、2点目のみとしたいのですが、いかがですか。

○寄谷議員 了解しました。

○議長 それでは、寄谷議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの質問についてお答えします。

まず、児童生徒の不安やストレスの対応等についてでありますけれども、学校再開後の各学校におきましては、いわゆる3つの密を避けながらも、子供同士が心の触れ合いをしたり、体を存分に動かしたりする活動や運動を工夫して取り入れているところであります。そのため児童生徒は、みんなで学ぶことのよさや楽しさを実感し、元気に学校生活を送っているところであります。

しかしながら、それぞれの学校においては、一部ストレスを発散できない児童生徒ももしかしたら少なからずいるという考え方の下、その部分につきましては担任等のきめ細やかな状況把握はもとより、スクールカウンセラーや養護教員などと連携して、不安やストレスなどを抱えた子供たちの思いや声を聞いて、受け止められる体制づくりに努めているところであります。また、学級活動や保健などの授業においてストレスについての学習を行い、ストレスに関する知識ですとか、その解消法などを指導しているところであります。

休校中に実施できなかった教育課程につきましては、授業における指導内容や学習活動の見直しや重点化が先ほど申し上げました夏季休業及び冬季休業を短縮することにより教育課程の未実施分を取り戻す必要があります。そのような中でも実際の指導においては、児童生徒の負担にならないように十分に配慮することが必要でありますし、個々のケアにも引き続き努める必要があると思っております。また、補習授業についてもそれぞれの実態に応じて取り組むこととしておりますし、さらに長期休業中の家庭学習と、それから今後の学習を十分結びつけた指導や何かも学校のほうに資料とともに示しながら、そういったうちでの学習との関連が十分図られるような、そういった指導に努めているところであります。

滝川市教育委員会といたしましては、引き続き文部科学省や北海道教育委員会の実践例などの資料を参考にしながら、各学校へ積極的に情報提供を行うとともに、各学校と連携して子供たちのストレスが解消され、生き生きと元気に学べる環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 子供たちへのケアについて取り組まれているお話を聞いて伺いましたが、先日国のほうで第2次補正予算が組まれましたが、その中で子供たちの心のケアのためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要に応じて増員するというふうにしています。市のほうでも子供たちのためにこういう相談をするスタッフをそろえていますが、市のほうではたしかソーシャルワーカーって1人ではなかったかと思うのですが、子供たちへの対応を十分にするために、国のような考え方を受けて増員する予定はあるのかどうか。それから、教員に加えて学習指導員やスクールサポートスタッフを全国で8万5,000人追加配置するとしています。市のほうでこれを受けて具体化する考えがあるのかどうか、これについて伺います。

○議長 寄谷議員、1点目の質問でソーシャルワーカー等の内容について具体的にどういったことをお聞きしたいのですか。寄谷議員、もう一度質問の趣旨をお願いします、1点目。

○寄谷議員 先生が1人で子供の心の相談に乗るのは大変だと思います。それで、滝川のほうでもスクールカウンセラーなどの話が先ほど出たのですけれども、1人しかたしかいなかつたのではないかと思いますので、その辺について必要なら増員するというふうに国のほうで考えていれば、滝川においても必要に応じて増やすという考えがあつてもいいのかなと思いましたので、その辺について考えを伺いたいということです。

○議長 寄谷議員、ただいまの質問なのですが、もしその質問をされるのであれば質問の趣旨に別途記入いただかない、1点目の質疑の内容からその質疑というのが見出せるかというと関連性が見出せないのですが、いかがですか。あくまでも1点目の質問につきましての内容は、学習生活のスタートのつまずきとそれに関する学校運営ということなので、ソーシャルワーカーということまで突っ込んで質問されると、それは質問の通告外ということに判断せざるを得ないのですが、いかがですか。寄谷議員。

○寄谷議員 私といたしましては、子供が抱えているかもしれない不安やストレス、これの解消に当たって必要になるのではないかということでございました。

○議長 今の質問であれば、先ほどの答弁の中にスクールカウンセラーや養護教員などと連携し、ストレスを抱えた子供たちの声を聞いてということで答弁いただいていると思うのですが、いかがですか。

○寄谷議員 分かりました。

○議長 それでは、2点目の部分だけの答弁を求めたいと思います。

(何事か言う声あり)

○議長 寄谷議員、ただいま再質問は2点ございましたよね。そのうちの2点目、もう一度再質問お願いいたします。寄谷議員。

○寄谷議員 学習の遅れに対する補習授業が必要になる場合に、国のほうで学習指導員やスクールサポートスタッフを追加で配置するというふうにしていますので、それを受け市のほうで充実を図る考えがあるかどうかについて伺いたいということです。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの学習指導員ですか、それからスクールサポートスタッフ等の補正予算の内容につきましては、具体的なところがまだ出てきておりませんので、その具体的な内容を待って対応をいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

○議長 再質問ございますか。

○寄谷議員 次の問題に移りたいと思いますが。

○議長 ここでちょうどお昼になりますので、寄谷議員の残り2問の質問につきましては午後からということで、この辺で昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分
再開 午後 0時56分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寄谷議員の質問を続行いたします。寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、午前中に続き質問をさせていただきます。

教職員の長時間勤務に関わる問題ですが、この教職員の長時間勤務の改善に向けた取組が進められている中で、新型コロナ感染拡大防止のための長期休校措置が取られました。学習の遅れを取り戻すために夏休み、冬休みを短縮し、授業に充てる予定が組まれています。夏休み期間、子供は休みですが、教職員は通常に勤務しています。夏休みを短縮し、授業に充てた場合、従来夏休み期間中に行われていた業務がしづ寄せされ、残業が増えるのではないかと懸念されます。予想される影響と市の対応について伺います。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 教職員の長時間勤務の改善に向けた取組につきましては、平成30年度に学校における働き方改革、教職員業務改善推進プランを作成し、これまで適宜計画内容を見直しながら取り組んでまいりました。今回の臨時休業によって遅れが生じてしまった教育課程につきましては、今おっしゃるとおり、先ほど安樂議員の答弁でもお答えさせていただいたとおり、夏季休業及び冬季休業の一部を授業日として補足することとしているところであります。それに伴う教職員の負担についてありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策により、例えば授業はもちろんその休んだ分改めて取り直すことになるのですけれども、その他の部分、例えば従来あった研修ですとか会議、外へ出てくるやつ、これについては休業中はもちろんですし、夏季休業中も従来たくさん予定されておりましたが、それが軒並み開催されないという状況があります。ほかにもいろんな業務がありますけれども、授業日が設定されたとしても教職員の負担につきましては、トータルとしてはそんなに大きく増えているものではないというふうに考えております。

しかしながら、このような未曾有の事態の中、学校現場に影響を及ぼすさらなる不測の事態にも耐え得るよう、先ほど触れましたけれども、文部科学省が提案する学びの保障総合対策パッケージの人的、物的支援の活用検討も含めまして、引き続き教職員の長時間労働の改善に尽力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 今の答弁の中で、長時間勤務を改善する国そのパッケージの中で人的、物的支援ということでお話がありましたが、正規の授業を行う資格があるのは教員だけです。それでいくと、学習指導員等が増えたとしても、先生の抱える仕事そのものはほかの人に肩代わりしてもらうというのはちょっと難しいのではないかと思うのですが、そういう意味が本来教員を増やして、1人当たりの受持ちの子供を減らすとかというほうが一番先生方の勤務の軽減には役立つと思うのですけれども、それについては市ほうでは教員の増員までは考えていないということでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 今のコロナの問題にかかわらず、教員の問題というのはこれまでも教育長会議等を通じて要請はしておりますけれども、今回の第2次補正の絡みにつきましては、先ほど来答弁をしておりますけれども、まだ全体像が見えないということですから、それら具体になってからできるのかどうかということになろうかと思います。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 何としても先生方の長時間労働での過労死をさせないということで、市ほうでの取組をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。化学物質過敏症の対応についてということです。学校再開を素直に喜べない子供がいます。以前に議会で取り上げられた化学物質過敏症に対する学校でのその後の取組について伺います。この病気についての理解が十分に浸透しているとは言い難いこともあり、依然として悩みを相談しにくい環境にあります。また、原因物質は多様にわたり、過敏症の人に限らず全ての人に何らかの影響を与える可能性があります。それらを踏まえ、家庭への周知活動、啓発活動、相談などの取組を行う必要があると思いますが、市の考え方と取組について伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 学校での対応ということでございますけれども、化学物質に特化したものではありませんけれども、各小中学校では毎年家庭環境調査を行っておりまして、保護者から児童生徒の健康状況を聞き取りをしております。食物アレルギーですとか化学物質によりまして健康上の心配事などの申出があった場合には、養護教諭ですとか学校医などと連携しまして、個々の児童生徒の実情に応じた対応を行っております。現在各校からは、化学物質を原因とします症状のある児童生徒の報告は受けておりませんけれども、いわゆる化学物質過敏症はその原因となる物質や量、症状などが多種多様であることから、学校生活において何らかの困り事があった場合は当該児童生徒個々の実情に応じて対応策を検討しているという状況でございます。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいま家庭等の調査をして、化学物質過敏症についての困っているという、そういう相談がないというお話をしたが、そこにこの問題の難しいところがあるのではないかと考えます。これに関して市ほうのアンケートとか、それから先生の相談はないということでしたが、保護者の方にお話を伺う機会がありまして、その話を聞いてきたので、ここでちょっと紹介したいと思います。それを踏まえて、今後の対応について必要があるなということについて質問したいと思います。学校としては、第二小とか第三、それから江陵、江部乙も含めて同じような悩みを抱えている子がいました。例えば学校で部活が終わった後、靴の消臭スプレーをかけるのですが、同じタイミングですので、むせる、頭痛がする、倦怠感があるというようなことで悩んでいる子供、それから教室で風邪でもないので鼻水が止まらない、授業に集中できない。頭痛もして視界もぼんやりしてくる。あと、持ち帰った持ち物に匂いが移り、宿題とかをするときに集中力が保てない、あくびが出る、だんだん気持ちが悪くなるというようなことで悩んでいる方がいました。それをなぜ学校に報告、相談できないのかということなのですが、香りの問題というのは嗜好の問題もあり、

これが好き嫌いなのか、それとも化学物質過敏症にかかっているのか、その辺の区別が非常に難しい、本人も分からぬ。それで、学校に相談するとちょっと神経質ではないか、気にし過ぎ、大きだというふうに周りから受け取られ、先生に呼び出されない、自分が言ったことがばれないというふうなことを気にして相談するにもできないという悩みを抱えていました。そういう意味では、化学物質過敏症で苦しんでいるだけではなくて、それを学校に相談できない、そういう問題があるように私には感じました。

そこで、お伺いしたいのは、こういう悩み、これについて言い出せないことを緩和するために先生方が子供の異変に気づく、そういうことができるための施策を取ることはできないか。それから、こういうことを表に出せないのは、周りでの香りについてのどういう症状が出るか、これについての理解が進んでいないことに問題があるので、それについて話ができる環境づくり、これが学校で取り組めないかということをお伺いしたいと思います。

それと、事今回は特に学校での問題について質問したいのですが、学校に行くのがつらい、行きたいけれども、行けないというのは学ぶ権利に関わってくると思います。そういう意味では、学校で少しでも快適に過ごせるよう、この香料についての周知活動、啓発活動に取り組めないでしょうか。

それから、先ほどの答弁の中でもありました、子供さん、親から相談があれば受けたいということでしたが、今の段階では学校に通えていない子はいないということで市のほうから伺っています。ですが、問題は、そういう子が学校に行けなくなったら初めて取り上げるのかということです。それでは遅いということがいじめの問題等で重い経験、教訓として残っていると思いますので、市のほうではこういうことで悩んでいる子がいる今から取り組む必要があるのではないかということで考えていますが、その辺についての市の考えを伺いたいと思います。

今回この問題を取り上げたのは、化学物質一般とか香料一般の問題ではなくて、いわゆるカプセル香料というふうに言われるものについての害で悩んでいる子がいますので、その辺について特に焦点を当てる形というか、特にそこが問題だということでお伺いしたいと思います。お願いします。
○議長 教育部長。

○教育部長 何点か細かいお話をありましたけれども、一般論的にいいますとこの化学物質過敏症というのは、原因物質ですか発症の仕組み、これは未解明な部分が非常に多いというようなことで、例えば病院受診をしても診断がつかないということが少なくないというふうに聞いております。先ほど申し上げましたけれども、要は子供がもし相談しづらいというのであれば、保護者の方が学校のほうに相談をしていただきたいと思います。ですから、子供の症状によって、先ほどありましたけれども、消臭スプレーが云々ということ、そういう原因が分かっているのであれば対策は取れると思います。私たちの生活環境の中には化学物質というのが山ほどあります。ですから、どういう場合にどういうような症状が出るのか、要は環境によって発症する疾患であるというふうに思いますので、なかなか一般論的な啓発というのは難しいのではないでしょうか。やはり細かな意見を酌み取って、それぞれ個別に対応するということで進めていかなければならないのではないかというふうに考えております。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 もう少し質問させていただきます。

今ありましたが、保護者の方から相談していただけないかということなのですが、やはり保護者も周りの目が非常に気になるということを伺っています。同じこういう悩みを抱えていても、なかなか横の連絡が取れない、取りにくいというのがあります。そういう意味では、そういう方が学校へ相談しやすくなるようにこの物質についての啓発活動が必要ではないかと思います。

それで、化学物質はたくさんあるので、一般論としては言うのは難しいということだったのですが、マイクロカプセル香料についてということだけでもいいです。これは、従来の香りとは違って、金融機関で防犯のために置いているカラーボールというのがあるのですが、ああいう香料をカプセルに包んだ非常に小さいもの、それが使われているものです。それは、何かの衝撃で壊れて匂いが出来るというもので、従来の香料とは違う構造になっています。それについては、運動すると破壊されるので、だんだん匂いがきつくなると。それで、苦しくなるという子供もいますので、学校においては子供たちが活動すると、それで匂いが広がることもありますので、そういう意味ではこのマイクロカプセル香料、これについてはこういうもので、柔軟剤とかに入っています。そういうものについては、悩んでいるお子さんがいますので、ご配慮をお願いしますとか、そういうことを他市では取り組まれていますので、そういう啓発活動とかに限ってでもできるのではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長 寄谷議員、寄谷議員の質問の事例等々は分かりましたが、最終的な質問の中身としては啓発活動をしてもらいたいということでよろしいですね。啓発活動にということで。教育部長。

○教育部長 今お話ありましたけれども、周りの目が気になって云々というお話ありましたけれども、まず子供の健康を守るということですから、周りの目を気にして相談しづらいとかそんなことではないと思います。それは保護者の方が責任を持って相談をしてくださいというのはまずお願いしたいと思います。

それから、啓発ですけれども、私は専門家ではありませんから、そのマイクロ云々は分かりませんけれども、先ほどから申し上げていますけれども、どの子がどの匂い、どの環境においてどの匂いがというのがありますから、その辺はよく考えながら進めていかなければならないというふうに思っています。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 保護者の責任ということも言われましたが、子供の健康だけでなく、周りからそれでいろいろ言われる、そういう意味での心の傷のことに対する不安というのも親御さんは持っています。ですから、この問題というのは、非常に悩んでいる本人も対応が難しいし、市のほうでも対応が難しい、いろいろ考えさせられる問題だと思いますが、本人がそういうことを相談するのが難しい、相談したら子供、それから自分に対しても周りから白い目で見られるのではないかという環境を変えていかないと市への相談自体ができないので、この辺についての市の配慮、そういう意味でこういう問題がありますよということで親御さんが学校に相談しやすい環境を作るということが大事だと思うのですが、それについてはご理解いただけないものかということでちょっと改めてお伺

いしたいのですが。

○議長 教育長。

○教育長 相談に来るのをただ待っているのではなく、最初の答弁で聞き取りをやっているという答弁をさせていただいたと思います。我々は、我々が見つけるだけではなくて、学校の友達とか周りの人たちとか、いじめもそうですけれども、そういう通報を含めて敏感に対応しようとしています。ですから、それに化学物質の関係でいけば、議員さんは詳しいようですけれども、その匂いの種類もそうですし、レベルも検査レベルまでいっていないものも感じる子がいるというふうに文献にはなっています。そういう場合について学校でかわいそうだからとか、相談したくてもできていないのだということの心配はよく分かりますけれども、今後とも我々は見つける、発見、把握に努めるということだけはここでお伝えしておきたいと思います。ただ、対応そのものについては、何度もお話ししているように一律の対応というのは、レベルも違えば、種類も違えばという中では難しいということをご理解いただきたいというふうに思います。

○寄谷議員 終わります。

○議長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終わります。

続きまして、三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 それでは、最後の質問になりました。

◎1、新型コロナウイルス感染症対策

- 1、本年度当初予算の組み替えについて
- 2、乳幼児健康診査について
- 3、住居確保給付金について
- 4、経済活性化について

今回は、新型コロナウイルスの感染に関わる質問をさせていただきます。まず1点目、本年度当初予算の組み替えということについて伺っていきたいと思います。今回の新型コロナウイルスの感染というのは、日本ばかりか世界規模の感染拡大になっております。私は、これはいわゆる大災害だと思っております。そういう意味で、今回の新型コロナウイルス感染症対策に関する事業の実施と職員の有効的人員配置を目的に、本年度予定している、議会は通っておりますけれども、本年度予定している不急の事業を中止あるいは延期するという判断が必要だと思います。そこで、市長に伺いたいのは、そのような判断をして、当初予算では議会で通っているけれども、今は一大事なので、このコロナ対策について優先的に行っていきたい、そのような考えがあるのか、ないのか、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のために現時点で中止としたイベントや各所管において不急と判断した事業があった場合には、流用等で他の費用に充てないように財政課より各所管に指示しているところでございます。今後の感染状況にもよりますが、秋頃には執行を停止した事業

費について集約し、その時点でこれらの執行残を活用して新型コロナウイルス感染症に対応した事業の実施が必要と判断される場合には補正予算として上程させていただき、予算の組替えを行いたいと考えております。また、有効的人員配置につきましては、例えば特別定額給付金事業の実施に当たっては専任職員5名を部局を超えて配置するとともに、申請書の発送及び受付作業については延べ300名の応援職員を動員し、対応に当たっているところです。今後におきましてもこの難局を乗り切るためにただいま申し上げました対応なども含めまして、市役所職員総力を挙げて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 秋頃には不急の事業、あるいは組替えも含めて検討されるということなので、了解しておりますけれども、私はこれは市民向けにぜひ市長の言葉で今回の難局を乗り切るために、一度議会で通ったけれども、余り急ぐ必要のない事業についてはコロナ対策に回していきますよというメッセージが必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、先ほど次長がお答えしたとおり、組替え等いろいろと検討してまいりますので、そのときにはやはりメッセージとして、ご指摘のとおり、発するように心がけたいと思います。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 次の質問なのですが、乳幼児の健康診査についてなのですが、これについては私も通告しましたけれども、所管のほうから広いスペースがあって、集団健診も間隔を取りながら、十分今の現状で大丈夫だという答弁というか、返答をいただいております。ですから、ここについては深掘りして質問する気はありませんけれども、もし答弁を用意しているのであれば伺いたいと思います。

○議長 三上議員、答弁をということであれば一応質問をしていただきたいなと思います。三上議員。

○三上議員 国は、2次補正の関係で、集団健診は感染の恐れがあるということで個別健診、いわゆる民間の医療機関にお願いして、乳幼児の個別健診ができるような予算づけをされております。このことについて伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 乳幼児健康診査の関係についてご答弁させていただきます。

本市での乳幼児健康診査につきましては、感染拡大状況や緊急事態宣言を受けて一時休止をしておりましたが、5月から密閉、密集、密接を避ける感染予防対策を講じた上で再開をしているところです。具体的な対策としましては、先ほど議員のほうからちょっとお話をましたが、受付時間の細分化や動線の工夫により待合等に人がとどまることなく健診が進むよう、できるだけ個別健診に近い状況をつくること、それから会場の机や椅子の配置及び保健指導担当職員と受診者親子の

間隔を十分に空けること、職員及び来所者のマスク着用、換気、相談が終わる都度に消毒などを行っております。

国の第2次補正予算で乳幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診に切り替えた場合に生じる市町村の負担、これについて軽減する支援事業が実施されるということは承知しておりますが、現在健診のためにお子さんを医療機関に連れていくということについて逆に不安を持つとおっしゃられる方も一定程度おられるということが考えられることと、健診にご協力をいただいている市立病院の小児科医の先生からもそのような助言もいただいているところで、また先ほどご説明しました感染予防対策徹底によりまして、特に混乱なく健診もできているということから、今後も保健センターにおいて対策を十分行った上で乳幼児健康診査を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 次の質問に移ります。住居確保給付金について伺っていきたいと思います。

この住居確保給付金というのは、従来からある施策であると思っております。ただ、今回のコロナウイルスの感染拡大に伴って仕事を失ってしまった、あるいは日々の生活が苦しくて部屋代が払えない、そういう方々が急増とは言いませんけれども、増えております。4月30日には、今までの従来あった住居確保給付金がちょっと変わってきてているのです。もちろんこれはコロナ対策の関係で変わっているわけありますけれども、仕事を全く喪失しなくとも、それに同程度の困窮されているということがはっきりすれば、ハローワークとかに申請を出していなくても給付できるようになっております。それで、本市における収入要件と資産要件、それから支給家賃の上限額を伺いたいのですが、これは生活保護の基準にのっとるということは分かりますけれども、今日はインターネットでも恐らく市民の皆さんも聞いておりますので、ぜひはっきり分かりやすく答弁をいただければなと思っております。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 住居確保給付金につきましては、国により定められている制度でございます。ご質問のありました基準となる額、これについてご説明させていただきます。

基準となる額につきましては、生活保護法による保護の基準に定められた級地区分が同じであれば各自治体同額というふうになっております。また、級地区分のほか、世帯の人数によっても金額が変わりますので、この場合単身世帯と2人世帯の場合を例にご説明いたします。まず、収入要件ですが、申請月の世帯の収入合計額が国が定める収入基準額以下であるということが要件となっておりまして、単身世帯では10万3,000円、2人世帯では14万5,000円が上限となります。それから、資産要件につきましては、世帯の預貯金等の合計が収入基準額から家賃額を差し引いた額の6倍以下というふうに定められておりますので、単身世帯では46万8,000円、2人世帯では69万円が上限額となります。支給家賃の上限額につきましては、生活保護の住宅扶助額を上限としておりますので、単身世帯では2万5,000円、2人世帯では3万円までというふうになっております。

住居確保給付金につきましての市民周知につきましてですけれども、国が新型コロナウイルスの影響により生活が困窮されている方に向けて各種媒体を通じて周知を行っているところですが、滝川市におきましても、先ほどございましたが、国により様々制限、要件が緩和されております。そのたびに公式ホームページを用いて速やかに情報発信を行っているほか、広報たきかわ6月号の特集記事の中でも新型コロナウイルスに関する各種支援策、給付金等ということで、この住居確保給付金についても紹介をしているところです。また、生活にお困りの方が相談窓口としてご利用されています滝川市社会福祉協議会、それからそらち生活サポートセンター、こういったところとも連携をしておりまして、それぞれのところに相談のあった方たちに対しまして丁寧に双方の制度を説明するなどして、様々な方法により市民周知を行っているところです。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。経済の活性化について伺いたいと思います。

まだまだいろいろ国の持続化給付金だとか、あるいは特別定額給付金も出ておりますけれども、まだまだ閉塞感が漂っている。そういう状況の中で、今後は2次補正で対応していくと思いますけれども、そのような状況の中で市長はこの閉塞感を開拓するためにどのように考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い全国的に経済回復が不十分な中、議員おっしゃるとおりですけれども、国においては既に給付が始まっている事業者向けの持続化給付金事業に加え、12日には2次補正予算案を可決し、大幅に売り上げが減少している事業者に対する家賃支援給付金の支給を決定したところであります。市内事業者の迅速な支援、これが期待されるところであります。市においては、飲食店応援プレミアムチケットの販売を先ほど木下議員からの質問でも申し上げましたけれども、6月15日から開始し、1週間たたず19日に完売したほか、16日の補正予算で議決された滝川市タクシー飲食店連携宅配サポート事業、こちらも既にスタートし、金曜日から日曜日の間の3日間、これで10件以上のご利用があったという状況です。さらには、滝川市事業者応援給付金給付事業、こちらを7月1日から給付開始できるように準備を進めているところであります。また、市の産業支援相談窓口などを通じて市内事業者の状況把握に努めているほか、国の無担保、無利子融資の実行に必要なセーフティーネット保証の認定、これについて市が迅速に対応し、中小企業などの資金繰り支援を進めているところであります。業種を限定しない給付事業によって広く事業者支援を行うほか、とりわけ経営の厳しい飲食店支援、公共交通機関と連携した事業等を構築してまいりましたけれども、今後は国の2次補正予算における臨時交付金の配分状況、それから内容について十分検討しながら、必要に応じて対策を検討し、市内経済の活性化に向けて迅速に対応してまいる所存でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 私は、この閉塞感を開拓するためにはやはりいま一度経済の活性化に資する対策と、それと市民の生活応援に資する対策と、これが両輪としてあるべきであろうと思っております。

そこで、今回プレミアム飲食券、好評で完売されたと伺っております。私は、第2弾として、そういう先ほど申し上げた2つの側面に資するプレミアム商品券を発効して経済を回す、そして市民の生活を応援する、こういうことで発行をしたらどうなのかなと思っておりますけれども、この考え方について可能性があるのかどうなのか伺っておきたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 今また一つご提案といいましょうか、いただきましたけれども、これも木下議員からの質問にお答えしましたけれども、2次補正の地方創生臨時交付金の内容についてまだはっきりしたことが分かっていないという状況ですので、いろいろと私の立場から具体的にこんな事業、あんな事業ということを申し上げるのは控えたいと思いますけれども、これまでプレミアム飲食チケット発行事業等々滝川市独自施策として行ってきたもの、これ全て滝川市だけで決定したものは一つもないと思います。実際に本会議の場で議員の皆さんからご意見等を頂戴した中で制度設計を詰めたものも多数ありますし、それから当然事業者の皆様からご意見を頂戴した中で制度設計してきたものもあります。そういう状況を考えますと、何が有効な支援策なのだということについて常に検討を続けておりますので、これはやる、これはやらないということではなくて、全てのそういう有効な支援策というのを検討していきたいということで考えていきます。

○議長 三上議員。

◎2、教育行政

- 1、児童生徒の学びの保障について
- 2、感染症対策下におけるALTの活動について

○三上議員 それでは、教育行政について伺っていきたいと思いますけれども、1番については安樂議員、それから寄谷議員の質問に対して答弁されておりますので、ここは割愛させていただきたいと思います。

次の2項目めの感染症対策下におけるALTの活動について、ALTとは外国語指導助手、この方々についての質問をしたいと思いますけれども、今年度、先ほど来の話もそうなのですが、子供たちの授業時数が減ったということで、大変な思いで今計画されているのだと思いますけれども、この外国語に関しても同様だと思うのです。それで、今年度の授業時間の調整については、どのような考え方をお持ちなのか伺っておきたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 ALTの活用でございます。滝川市におきましては、今年度から本格実施をされております小学校外国語及び外国語活動の授業に対応するため、市内の全ての小中学校に可能な限りALTを配置しているところでございます。6月1日から授業が再開されておりますけれども、外国語及び外国語活動の授業につきましては、これまでの考え方と同じように可能な限りALTを配置をして指導体制の充実を図っております。また、今後予定しております夏休みあるいは冬休み、これを短くして授業を実施するというところにおきましても、これまで同様に可能な限りALTを配置して、授業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 三上議員。

○三上議員 次の質問なのですが、ALTの皆さんも多分このコロナ感染の拡大で自宅待機だとかさせられていたのだろうと思います。慣れない生活の中に、そして自宅待機ということが重なって、大変な思いをされていたのではないだろうかと推察するところですけれども、この方々が自宅待機されていたときに、私はあるALTの方は自分の課題をつくって、この休業の間にどのような組み立てで子供たちに分かりやすく教えていけばいいのかといういわゆる自己研修というか、そういうようなことをやっていたと聞きます。それで、なかなか外国の方ですから、こちらの言っているニュアンスが伝わるのかどうなのか分かりませんけれども、学校現場としてはこのALTに対してこの期間中どのような指導をされていたのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 滝川市では、北海道教育庁からの臨時休業要請を受けまして、当該期間中のALTの勤務につきましては、勤務を要しない日ということで措置をしまして、出勤の自粛をお願いしておりました。

指導でございますけれども、当時は緊急事態宣言が行われておりまして、その上なおかつ北海道の新型コロナウイルスの感染者が止まらないというような状況がありました。ですから、特に知人、友人に会うための移動の自粛ですとか観光等によります移動の自粛など、不要不急の外出を控えるようにというような指導を学校を通じて、また私たち教育委員会からも直接ALTの方々にそんなお話をさせていただいております。今ご質問にありましたとおり、それぞれALTについては自宅で授業の教材研究ですか、そういうものをやっていたというALTもいたというふうに聞いておりますし、全員の動きまでは把握しておりませんけれども、そういうような状況にあったと。ですから、自宅で待機をしてくださいというようなことを基本に実施をしてまいりました。

○三上議員 終わります。

○議長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第3号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議長 日程第3、報告第3号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第3号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

なお、報告する内容は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の事業報告でございます。

初めに、お手元の資料1ページを御覧ください。大きなI番、継続事業につきましては、3つの事業を実施しております。1、国際交流事業につきましては、1ページから2ページまで、第29回ジュニア大使訪問団派遣事業など11の事業の実施内容について、2、国際協力事業につきまし

では2ページから3ページまで、JICA課題別研修、小規模農家のためのアグリビジネス振興コース研修員受入事業など6つの事業の実施内容について、3、国際理解事業につきましては3ページから5ページまで、国際化講演会など9つの事業の実施内容についてそれぞれ記載しておりますので、お目通し願います。

続きまして、5ページです。大きなⅡ、その他事業につきましては、2つの事業を実施しております。1、国際理解事業につきましては、5ページに語学講座など3つの事業の実施内容について、2、調査研究資料提供事業につきましては6ページから7ページまで、自治体職員協力交流事業など4つの事業の実施内容についてそれぞれ記載しておりますので、こちらもお目通しを願います。

続きまして、7ページ、大きなⅢですけれども、法人会計につきましては、1、調査研究事業と2、会議につきまして、その内容を7ページから10ページまで、各事業と会議の開催状況ということで記載しておりますので、こちらもお目通しを願います。

11ページを御覧ください。会員状況につきましてです。令和元年度は正会員、個人が119人、団体が63団体、賛助会員、個人は187人、団体は10団体で、合計会員数379となり、前年比7.8パーセントの減となったところでございます。

次に、令和元年度の決算状況につきましては、12ページから23ページにかけて記載しておりますけれども、令和元年度事業別収支計算書にてご説明いたしますので、22ページ、23ページをお開きください。事業活動収支の部について、22ページの中段、事業活動収入の計は4,462万9,922円、同じページ下段の事業活動支出の計は3,969万7,596円、当期の事業活動収支差額は493万2,326円となりました。

23ページを御覧ください。投資活動収支の部につきましては、投資活動収支差額が50万円となったところでございます。財務活動収支の部については、収入支出ともなく、予備費の支出もありませんでした。よって、当期収支差額の543万2,326円と前期繰越し収支差額とを合わせて、次期繰越し収支差額が1,047万7,529円となったところでございます。

続きまして、令和2年度の事業計画でございます。24ページから29ページにかけて令和2年度の事業計画を記載しておりますが、3つの推進目標を掲げまして事業の精査を行うとともに、事務局体制のさらなる安定化を図り、増加する外国人在住者の暮らしやすい環境づくりや住民との共生につなげるため、地域の国際化に資する各種事業を実施する予定となっておりますので、お目通しを願います。

次に、令和2年度の予算につきましては、31ページから36ページにかけて記載しておりますが、令和2年度事業別収支予算書案にてご説明させていただきますので、35ページ、36ページをお開き願います。事業活動収支の部について、35ページの中段、事業活動収入の計は4,882万9,000円、同じページ下段の事業活動支出の計は6,054万8,000円となっており、事業活動の収支差額1,171万9,000円を36ページにございます投資活動収支差額、それから予備費の支出、これらにより補う予算となっております。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。山口議員。

○山口議員 滝川市には外国人がたくさんいらっしゃるわけですけれども、今年2月、3月のコロナの感染拡大に伴って、北海道の緊急宣言とかが出て、外国人の方も自粛生活を余儀なくされたわけですけれども、国際交流協会においてそういう市内在住の外国人に対する相談窓口、受皿などを作ったのかどうか。それから、いろんな外国人に対する支援のメニューとかもいろいろございましたので、そういう情報の提供を行ったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど三上議員からのご質問でこれは大災害ではないかという話がありましたけれども、まさに災害対応に似たような状況でして、やはり外国から異国の地に来ていらっしゃる外国の方、もちろん仕事としてという部分はありますけれども、市内在住の外国人の方に向けた対応状況ということであれば滝川市の国際交流員、これらの方たちの協力を得て、国際交流協会のフェイスブックに新型コロナウイルスに関する各種情報を英語で掲載したというようなこと、それから多言語で情報提供しているほかのサイトもございますので、そういったサイトや問合せ窓口、これを紹介するというようなこと、それから渡航禁止とかという状況も生まれましたので、結果帰国できなくなった外国の方への各種手続の支援、相談対応というのも行ってきたというふうに伺っています。また、特別定額給付金の関係でも対象となる方がいらっしゃったようですので、特にベトナムの方等については英語版の資料を作成をし、手続ができるような情報発信等の対応をしたということでございます。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第4号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議長 日程第4、報告第4号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第4号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

対象年度は、令和元年度ということになります。

事業報告書の2ページをお開き願います。初めに、令和元年度の事業報告でございます。まず、学習機会の提供に関する事業でございますけれども、1つ目、リブラン講演会を記載のとおり2回開催をしております。

次に、2番目の講座の実施につきましてですけれども、これは10ページの上段まで記載をしておりますけれども、教養講座ほか47講座を開催いたしました。講座の内容につきましても市民の

皆様の多様なニーズに沿うよう、またより多くの方に受講いただけるよう、魅力ある講座づくりに取り組んできたところでございます。なお、2月28日から3月までの講座につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止措置としまして全て中止としたところでございます。

10ページの中ほどから12ページまでは、その他事業につきまして記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、決算報告でございますけれども、14ページをお開き願います。最初に、事業活動収支の部でございますけれども、事業活動収入の計、A欄ですけれども、決算額1, 119万7, 267円となりまして、予算額に対しまして36万1, 733円の減となっております。減の主な要因としましては、会費収入が見込みを下回ったこと、また2月28日以降の講座中止によりまして各講座の受講料が得られなかつたことによるものでございます。

次に、2番目の事業活動支出計、これはB欄ですけれども、決算額1, 509万6, 292円となりまして、予算額に対しまして94万5, 034円の減となっております。これは、事業費支出のうち学習機会提供事業に要した経費で、講座中心による支出減とリブラン講演会事業に要した経費の節減によるものでございます。

次に、表の中ほどの投資活動収支の部でございます。収入につきましては、投資活動収入としまして、基本財産取崩収入が970万円、特定資産取崩収入が10万円で、合計980万円、対しまして投資活動支出としまして、基本財産取得支出で600万円、これは取り崩した基本財産の一部を改めて積み戻したものによるものでございます。特定資産取得支出が10万円、投資活動収支差額、F欄ですけれども、370万円となったところでございます。

これによりまして当期収支差額、H欄ですけれども、19万9, 025円の不足となりましたが、前期繰越収支差額118万4, 807円を加えますと、次期繰越収支差額、J欄ですけれども、98万5, 782円となったところでございます。

15ページから25ページにつきましては収支に関する資料、26ページにつきましては監査報告でございますのでお目通しを願います。

次に、令和2年度の事業計画でございます。28ページをお開き願います。学習機会の提供に関する事業で講演会の開催につきましては、多くの会員、市民の方にお越しいただける講演会を2回開催したいと考えております。

次に、講座の開催でございますけれども、会員の方々の意向を反映させ、教養及び健康運動など新規6講座を含め52種類54講座を計画しております。市民の皆様が気軽に参加でき、楽しく学べる内容を盛り込んでいるところでございます。

32ページから34ページまでのその他の事業につきましては、お目通しを願います。

次に、収支予算でございます。36ページをお開き願います。事業活動収入につきましては1, 138万6, 000円、事業活動支出1, 498万9, 000円、投資活動収入につきましては600万円、投資活動支出220万円、予備費に40万円を計上しまして、これに前期繰越収支差額20万3, 000円を充てる予算となつてございます。

なお、37ページから40ページにつきましては、収支に関する資料でございます。お目通しを

願います。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第5号 監査報告について

報告第6号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第5、報告第5号 監査報告について、報告第6号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第5号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

最初に、財政援助団体等の監査ですが、監査の対象は滝川市文化連盟で、監査の範囲は平成30年度の事業及び財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、軽易な事項については、監査の過程において関係者に是正または適正な処理方法を指導いたしました。

なお、監査意見といたしまして、前回の監査以降経理事務の整備に取り組まれ、改善されていると認められますが、今後も経理事務の正確性、緻密性について、より一層適切に対応していただきたい。決算状況を見ますと、収入の多くは会費収入や事業収入であり、効率的な事業運営に努められるとともに、引き続き加盟団体との連携を取りながら、滝川市の文化活動の推進及び郷土の芸術文化の振興に寄与されることを望みます。

次に、定期監査の報告ですが、監査の対象は教育部で、監査の範囲は平成30年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に注意が必要と思われる事項といたしまして、契約事務では1社限定の随意契約であります委託業務において、財務規則に規定する予定価格調書を作成していないもの、旅費関係では旅行命令票兼復命書の保管の不備や出張に係る旅費について出張後に支払われているものが散見されたことなど、これらについては関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう所属に対する講評において指導いたしました。

次の報告ですが、監査の対象は会計課、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局で、令和元年度の執行事務であります。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に注意が必要と思われる事項といたしまして、選挙管理委員会では選挙管理委員会議の会議録に関して訂正漏れなどの記載の不備、文書保存年限の記載誤り、記載漏れ、決裁印等の押印漏れなど、会計課では指定金融機関派出所の事務費負担金の支出に関する支出負担行為承認書類の保管の不備など、これらについては関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう所属に対する講評において指導いたしました。

以上で報告第5号 監査報告を終わります。

続きまして、報告第6号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和2年1月分から4月分までの例月現金出納検査をいたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法等は、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な事項については、検査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方法を指導、助言しておりますので、内容は省略いたします。

以上で報告第6号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号及び報告第6号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

○議長 日程第6、意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案について説明をいたします。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 お諮りいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議長 以上で予定されました日程は全て終了いたしましたが、市長から発言の申出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 それでは、令和2年第2回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

6月16日に開催されました本議会でございますが、本日までの7日間、議員各位におかれましては精力的に審議賜り、上程させていただきました議案全てにご同意いただきましたことに感謝申し上げる次第でございます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の意味からも議会運営に対しましても格段のご理解をいただき、ご協力賜ったことに改めて感謝とお礼を申し上げる次第でもございます。

今回のこの感染症、現在は各種の自粛等々が解除され、新しいフェーズに入りつつあるわけでござります。

ざいますが、滝川市の経済における影響は多大なものを感じるわけでございます。今回の一般質問等でもいろいろとご議論させていただいたわけでございますが、国の第2次補正等を活用しながら、滝川の経済を守るためにこれからも不断の努力を続けてまいる次第でございますので、議員各位の今後ともご指導、ご鞭撻のほど心からお願ひ申し上げる次第でございます。

これから的是非コロナ、アフターコロナに対しても慎重なる判断の上で進めてまいりたいと思っておりますし、市民各位の何よりも協力が必要であると思っている次第でございます。これまでの自粛から今は自衛のフェーズになったというふうに思っている次第でございますので、今後とも議会、そして私ども二人三脚でこの滝川の感染症対策を進めていきますことにお力いただきますことを心からお願ひ申し上げ、閉会のご挨拶します。大変ありがとうございました。

◎閉会宣言

○議長　本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしましたが、ここで私のほうから一言、今回の一般質問等々、またこれから的一般質問、代表質問等々におきましても通告の範囲内ということに関しまして議長なりに精査してまいっておりますが、なかなか不慣れで不備な部分で、進行の内容で不備な部分があろうかとは思いますが、ご容赦願いたいと思います。

これをもちまして令和2年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　2時10分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員